

議案第 32 号

大野市博物館管理運営規則の一部を改正する規則案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市民俗資料館の休館日の変更に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市博物館管理運営規則（平成 17 年教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 日

大野市教育委員会

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

施設	休館日
大野市歴史博物館	(1) 12月27日から翌年の1月4日までの日 (2) 館内整理の期間
大野市民俗資料館	(1) 毎週月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日） (2) 祝日法による休日の翌日（その日が休日等に当たるときは、その日以降で最も近い日のうち、休日等及び前号に掲げる日を除いた日） (3) 12月27日から翌年の1月4日までの日 (4) 館内整理の期間

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。